耐火構造で地上３階建て以下の建物の契約には耐火構造を証明する書類をご提出いただくことが必要です。（リーフレット）

〇当組合における耐火構造・非耐火構造とは

＜耐火構造＞

・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ）、鉄筋コンクリート造（ＲＣ）

・建物の主要構造物のうち柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根及び外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物

・建築基準法第２条第１項第７号に定める構造を有する建物

＜非耐火構造＞

上記以外の建物（準耐火構造、木造等）

〇なぜ、耐火構造を証明する書類の提出が必要なのか

①近年の建築基準法の改正により耐火構造と非耐火構造の判断が難しくなった。

②耐火構造と非耐火構造では掛金に大きな違いが生じる。

③特に耐火構造と非耐火構造が混在する**地上３階以下の建物**ついて、耐火構造で共済契約を行う場合、「**耐火構造を証明する書類**」をご提出いただくこととしました。

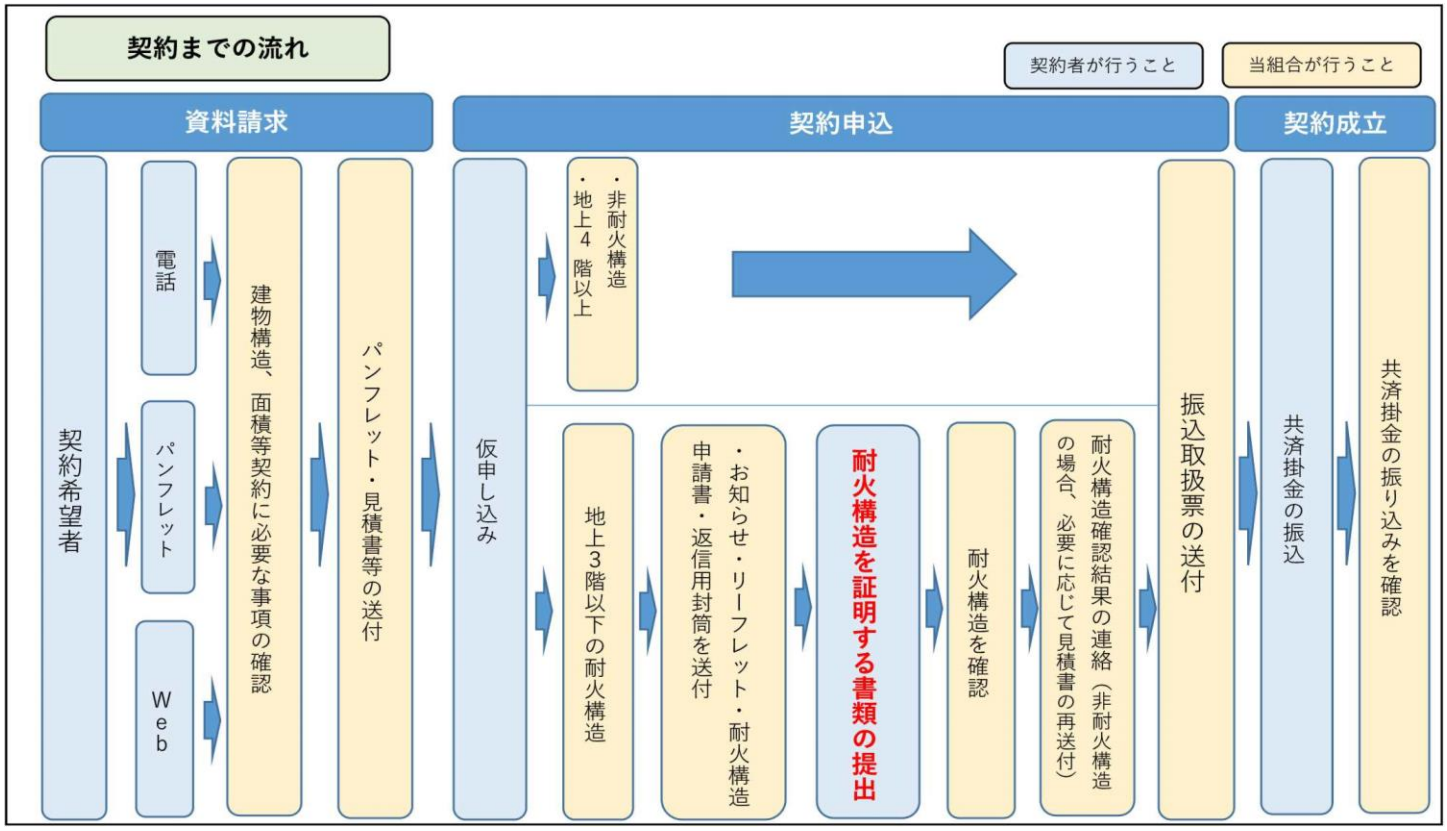

耐火構造を証明する書類とは

☐ 確認済証又は ☐ 確認通知書と一緒に保管されています。

☐ **確認申請書（建築物）**

第四面を確認する

（第四面）

建築物別概要

構造を確認する

【4. 構　造】　鉄筋コンクリート造

【5. 主要構造部】

耐火構造か確認

■耐火構造
■建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 項第 1 号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
☐準耐火構造
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ―1）
☐準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロ―2）
☐その他

確認申請書による構造の確認ができない場合は、次の書類により構造の確認を行う。

☐ 登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

☐ 不動産売買契約書

☐ 賃貸借契約書

☐ 重要事項説明書（不動産売買契約又は賃貸借契約）

☐ 課税明細書

☐ その他構造が確認できる書類

構造欄をチェック

耐火構造

☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ）
☐ 鉄筋コンクリート造（ＲＣ）
☐ 鉄骨造（Ｓ）（注意へ）
☐ レンガ・石造
☐ コンクリートブロック造（ＣＢ）

非耐火構造

☐ 準耐火構造
☐ 鉄骨造（Ｓ）（注意へ）
☐ 軽量鉄骨造（ＬＧＳ）
☐ 防火構造
☐ 木造（W）　☐ その他

☐ **＜注意＞鉄骨造（Ｓ造）**は仕様により、耐火構造、非耐火構造のどちらの構造にも該当することから、確認申請書での確認ができない場合、施工業者や不動産会社等による証明（**耐火構造申請書**）が必要となります。

☐ 耐火構造申請書

構造欄に耐火構造であることをチェック

施工業者等名、担当者、押印が必要です。

耐火構造申請書

横浜市民共済生活協同組合　御中

申請日（必須）	年　月　日
申請者氏名（必須）（ご契約者氏名）	押印
火災共済の対象となる建物所在地（必須）	

上記火災共済の対象となる建物（共済の目的である建物、または共済の目的である家財を収容する建物）は、耐火構造を有する建物であることを、施工者、販売者、不動産賃貸業者等より、以下のとおり証明されましたので、申請いたします。

耐　火　構　造　証　明　書

下記の建物は、以下にチェック☑した項目に該当する建物であることを証明いたします。

ご記入日（必須）	年　月　日
構造（必須）	☐ 鉄筋コンクリート造（ＲＣ造） ☐ 鉄筋鉄骨コンクリート造（ＳＲＣ造） ☐ 鉄骨造（Ｓ造） ☐ その他の構造
耐火構造（必須）	☐ 建築基準法第２条第１項第７号の基準に適合する建物 （当組合では、準耐火構造の建物は、非耐火構造として取り扱っています。）
当組合が定める耐火構造（建築基準法施行令第１条第１号イに該当する建物）	☐ 建物の上部構造部のうち、柱、はり又は壁がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根及び外壁のすべてがコンクリート造、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物
建物の商品名・型名	（商品名・型名が無い場合は記入不要です。）
建物名	
建物所在地（必須）	
証明書作成者（必須）	住　所 会 社 名： 担当者名：　印